

# 二輪車安全運転推進委員会（中央及び地方委員会） 設置要綱

昭47. 2. 1  
昭51. 7. 6改正  
昭16. 1. 5改正  
平25. 6. 6改正  
平30. 3. 2改正

## 1 目的

二輪車安全運転推進委員会は、二輪車運転者に対する安全運転教育を推進し、二輪車による交通事故の防止を図るとともに、道路交通の安全と円滑に寄与しようとするものである。

## 2 組織及び構成

- (1) 一般財団法人全日本交通安全協会に二輪車安全運転推進委員会（以下「中央委員会」という。）を置く。  
中央委員会は、一般財団法人全日本交通安全協会、関係各省庁の代表者及び関係機関・団体の代表者並びに学識経験者で全日本交通安全協会の長が委嘱した者をもって構成する。
- (2) 都道府県交通安全協会に都道府県二輪車安全運転推進委員会（以下「地方委員会」という。）を置く。  
地方委員会は、都道府県交通安全協会及び関係機関・団体の代表者並びに学識経験者で都道府県交通安全協会の長が委嘱した者をもって構成する。
- (3) 中央委員会及び地方委員会は、日本二輪車普及安全協会の協力を得て、それぞれの事業を推進する。

## 3 事業

- (1) 中央委員会の事業は次のとおりとする。
  - ア 二輪車の安全運転教育を行う特別指導員の資格認定に関すること。
  - イ 二輪車の安全運転教育を行う特別指導員の養成に関すること。
  - ウ 原動機付自転車免許を受けようとする者及び現にこれの免許を受けている者に対する安全運転講習会の開催についての指導援助に関すること。
  - エ 二輪免許を受けようとする者及び現にこれの免許を受けている者に対する安全運転講習会の開催についての指導援助に関すること。
  - オ 二輪車の安全運転教育に関する出版物の刊行に関すること。
  - カ 道路交通の安全に関する広報に関すること。
  - キ その他この委員会の目的を達成するために必要な事業
- (2) 地方委員会の事業は次のとおりとする。
  - ア 二輪車の安全運転教育を行う特別指導員となる候補者の推薦に関すること。
  - イ 二輪車の安全運転教育を行う指導員の資格認定に関すること。
  - ウ 二輪車の安全運転教育を行う指導員の養成に関すること。
  - エ 原動機付自転車免許を受けようとする者及び現にこれの免許を受けている者に対する安全運転講習会の開催に関すること。
  - オ 二輪免許を受けようとする者及び現にこれの免許を受けている者に対する安全運転講習会の開催に関すること。
  - カ 二輪車の安全運転教育に関する出版物の刊行に関すること。
  - キ 道路交通の安全に関する広報に関すること。
  - ク 二輪車安全運転競技会の開催に関すること。
  - ケ その他この委員会の目的を達成するために必要な事業

## 4 この事業の推進について必要な事項は別に定める。